

## 基準 7 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目① : 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

#### 【学生支援に関する方針の策定と明示】

「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という本学の理念・使命のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるよう、本学では次のとおり学生支援に関する方針を定めている。

##### 《学生支援に関する方針》

学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように環境を整えて、建学の理念を基盤として人間的成長を促し、社会人としての自立に向けた支援を行う。

##### 《修学支援、生活支援、進路支援に関する方針》

修学支援	一人ひとりの学力や学習段階に応じた支援ができる体制の構築と奨学金制度の充実を図り、大学における学修を側面から支援する。
生活支援	指導教員を中心に関係部門および保証人等の連携を強化し、学生が生活全般にわたって相談ができるよう組織的に支援する。
進路支援	社会人としての自立に向けて、キャリア意識を醸成するための働きかけを初年次から行い、学生が自ら進路を切り開く力を得られるよう支援する。

また、本学には障がいのある学生が数多く受験し入学していることから、「障がい学生支援に関する方針」も次のとおり定めている。

##### 《障がい学生支援に関する方針》

入学前からの相談体制を強化し、社会人としての自立に向けて一人ひとりが必要とする支援を図る。

これらの方針は、教授会及び部課長会議（助教には学内グループウェア掲示板で配信）でも報告し、部課長会議を通じて事務職員にも報告することで、教職員間での周知・共有を行っている（資料 7-1）。また、大学 Web サイトでも公表をしている（資料 7-2【ウェブ】）。

学生支援に関する方針は、本学が 2011 年度に第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」（以下、「グランドデザイン」）を発表した際に初めて策定した。原案は、当時の大学執行部である文学部長、学生部長及び学生支援部の部課長で検討した。その後、2013 年度に文言を見直し、障がい学生支援に関する方針を追加した。この時の原案策定は、関係する執行部（執行部体制変更のため、教育・学生支援担当副学長、学生部長、大学院文学研究科長、短期大学部長、学生支援部事務部長）と学生支援部の各課長（教務課長、学生支援課長及びキャリアセンター課長）で行った。現在は、2021 年度に策定した第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」（以下、「グランドビジョン 130」）における中期計画（第 1 期 2022～2026 年度、第 2 期 2027～2031 年度）をもとに、関係する会議（教育推進会議及び学生支援委員会）に諮り、内部質保証推進責任組織である大学運営会議にて必要に応じて見直しを行っている。

### 【有効性や適切性の判断】

上記のように、本学の「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」は、本学の理念・使命のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるように定められ、学内の各会議体で報告することで教職員間での周知、共有を図っているほか、大学 Web サイトでも公表している。以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に定め、それらを明示できていると考えている。

点検・評価項目②： 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1： 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2： 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3： 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止の

<p>ための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮</li> <li>・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）</li> </ul>
<p>評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の実施</li> <li>・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備</li> <li>・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施</li> <li>・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供</li> </ul>
<p>評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p>
<p>評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>
<p>評価の視点7：COVID-19に関わる緊急対応</p>

### 【学生支援体制の適切な整備】

本学では、「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を具現化するために、学生支援部（教務課、学生支援課、キャリアセンター）、教育推進室、総合研究室、学習支援室（LEARNING SQUARE）、語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）、実習支援センター、保健室、学生相談室、人権センター、教職支援センター、仏教教育センターを設置して教職員を配置するほか、場合によっては専門家への業務の委嘱も行っている。また、委員会として、学生支援委員会（その下部組織として学生部会とキャリア部会を設置）、資格取得課程委員会、障がい学生支援委員会や人権委員会等を置いている。

障がい学生支援に関して、障害者差別基本法により合理的配慮の提供が義務化されることや、支援・配慮内容の多様化に対応すべく、2022年4月から障がい学生アドバイザーを委嘱した。さらに、これまでの障がい学生担当者会議の体制を整えて連携をより強化すべく、2022年10月1日からは複数の部署のメンバーで構成する事務局横断型チームの「障がい学生支援チーム」を設置した。また、合理的配慮が各教育機関で義務化されたことで、配慮を必要とする学生の数が増加すると予想される。そのことへの対応の1つとして、障がい学生支援において、障がい学生支援委員会と密接な関係にある学生相談室と人権センターの連携をより一層図るために、障がい学生支援委員会の構成員に学生相談室長、人権センター長を新たに加える規程改正を2023年9月に行い、2024年4月1日より施行する（資料7-3）。

### 【学生の修学に関する適切な支援の実施】

本学では、50年以上前から「指導教員（又は補導教員）」という名称でクラス担任制を設け、履修指導だけでなく、学生生活をはじめとする諸々の相談全般を受ける役割を担う教員を配置してきた。現在は、指導教員には各学科・学年の演習担当者が当たり、毎週最低1回は学生と顔を合わせることができるようになっている。また、第1学年は、共通基礎科目の「人間学Ⅰ」の担当者を副指導教員とし、2名体制で指導に当たっている。さらに、入学直後のオリエンテーションで本学の教育システムや履修登録時の説明を行うほか、大

学導入科目の「学びの発見」では、図書館や総合研究室に学生が入室し、利用方法等の説明を対面形式で行っている。総合研究室（基準 8「教育研究等環境」点検・評価項目②参照）は、学部生・大学院生が共同して自由に利用できる施設として設置しており、広い視点からの学習活動の展開を期待して、ワンフロアで構成している。加えて、総合研究室では任期制助教が常駐し、学部生・大学院生の教育研究支援に当たっている。

また、基準 2「内部質保証」・基準 4「教育課程・学習成果」でも既述したように、2020 年度以降は COVID-19 の影響を受け、様々な感染防止対策を講じてきた。2023 年度には、COVID-19 が 5 類感染症へ移行することをうけ、本学の「新型コロナウイルス感染拡大に対する行動指針」を「レベル 1」から「レベル 0」に引き下げた。これに伴い、これまで講じてきた「ガイドライン」や「欠席の取扱い」を原則終了とし、通常どおりの体制に戻した。ただし、学内における安心・安全な教育・研究環境を確保する観点から、上記「ガイドライン」に示していた通常定員を 5 割とする教室の利用、教卓の亚克力板設置のみを 2023 年度末まで継続することとした。

#### ○学生の能力に応じた補習教育、補充教育及び正課外教育

リメディアル教育を行う組織として「学習支援室（LEARNING SQUARE）」を設置している。学習支援室には、本学任期制助教経験者や非常勤講師を学習支援アドバイザーとして採用し、常駐の体制で個別指導を行っている。英語が苦手な学生への支援として、共通基礎科目の英語に学習支援室が主導する再入門クラスを設定している。再入門クラスのクラス配当は、入学前に配当希望のアンケートを実施し、入学式前に Web にて実施するプレイスメントテストの結果をもとに行っている。再入門クラスの授業は、学習支援室との連携を円滑に行うため、非常勤講師として採用された学習支援アドバイザーが担当している。また、日本語教育についても、同様に非常勤講師として採用された学習支援アドバイザーが授業を担当する「日本語表現（入門）」を開設し、学習支援室での個別指導と連携を図った学習支援を行っている（資料 7-4）。

また、外国語学習や留学を希望する学生のために「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」を設置し、外国語学習や留学に関する各種の相談や交流のほかに、外国語勉強会を開催している（資料 7-5）。

仏教教育センター（基準 3「教育研究組織」点検・評価項目①参照）では、主に真宗学科や仏教学科を中心に各学部にも所属する専任教員が当番制で常駐し、初年次教育の中心に位置する共通基礎科目の「人間学 I」の授業や、本学における各宗教行事、真宗大谷派教師資格など、本学の仏教教育に関わる様々な質問・相談に応じている。

#### ○留学生等の多様な学生に対する修学支援

正規課程で学位取得を目指す正規留学生以外に、将来的に大学院等（他大学を含む）への進学を目指すために学ぶ外国人留学研究生（非正規留学生）の受け入れを行っている。これら留学生等の支援に対しては、2019 年度までは事務局横断型チームを設けて対応を進めていたが、2020 年度からは教育研究支援課が中心となり、定期的に関係部署とミーティングを実施し、国際交流や留学生等について情報共有して支援に当たっている。

留学生等を本学に受け入れた際には、必ずオリエンテーションを実施している。オリエ

ンテーションは、本学での履修等の教学面の内容とともに日本における在留資格や生活面等の内容を中心に実施している。

また、留学生等にも本学の学生支援体制として必ず指導教員を配置している。正規留学生は、一般の日本人学生と同様に指導教員の演習科目を必ず受講している。外国人留学研究生に関しては、指導教員からの個人指導を週1回必ず受けることとしている。このように指導体制を整えることで、留学生等が本学での修学に関して安心して過ごすことができるよう支援している。

#### ○障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援は各部署が行い、学生支援課が取りまとめをしている。前述のとおり、2022年4月からは障がい学生アドバイザーを委嘱し、同年10月からは複数の部署のメンバーで構成する事務局横断型の「障がい学生支援チーム」を設置している。このように障がいのある学生の支援に関しては、支援、配慮内容の多様化に伴い、専門的な視野、新たな対応も加えながら、その強化した体制の下、継続して行っている。具体的には、本人若しくは連帯保証人より申請された学生は校医による面談を実施し、「配慮が必要な学生」として配慮内容を決定している。授業時に必要な配慮の内容については、「配慮依頼文書」を作成し、指導教員及び学生が履修している授業担当者に配付している。また、聴覚障がいの学生にはノートテイク、肢体不自由の学生には板書テイク、視覚障がいの学生にはパソコン板書テイクや歩行サポートを学生の有償ボランティアとして実施する体制を整えている。車いす等による移動の負担を軽減するために授業教室の変更を行うこともある。定期試験については、別室での受験や時間延長等の配慮を学生、授業担当者及び事務職員で相談して決定している（資料7-6）。

発達障がいや精神疾患のある、若しくはその疑いがある学生については、連帯保証人との連携も必要な場合がある。そのような時は、学生相談室長、学科主任及び指導教員等と連帯保証人との面談を行っている。

また、障がいのある学生の修学支援については、部署間での連携が重要であるため、本学では2009年度より学生支援課、保健室を中心に「障がい学生担当者会議」を開催してきた。参加部署は、学生支援課、保健室、入学センター、教務課、キャリアセンター、総務課、教育研究支援課及び図書・博物館課である。この会議体を母体として「障がい学生支援チーム」を2022年度に発足したが、発足後もチームメンバー以外の担当者も加わり、この会議を継続して行っている。オープンキャンパス等の入試出願前の相談状況に始まり、修学支援に関する情報を多岐にわたって共有している。現在は授業実施期間中に月に1回程度開催している。なお、障がい学生担当者会議の開催がない月には、学生支援部内の担当者間で別途会議を実施している。

2015年度には、障害者基本法その他の法令等の定めに基づき、障がいのある学生が、その年齢及び能力、並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めた「障がい学生修学支援規程」を制定し、障がいのある学生の修学等の支援方策を審議するために、「障がい学生支援委員会」を同年より設置した（資料7-7）。また、障がいのある学生への支援を円滑に行うために「障がい学生担当部会」を設置し、支援に当たっている。この部会が中心となり、障がいのある学

生へ適切な支援を行えるように「障がい学生支援ガイド<教職員用>」を作成し本学の支援方針を改めて教職員へ周知した（資料 7-8）。本リーフレットは、「障がい学生支援チーム」の発足を機に、最新情報にリニューアルし「障がい学生支援委員会」名にて新たに 2023 年 4 月 1 日付けで発行した。

2021 年度は、障がいのある学生への支援をより十全なものとするために、専任教員を対象としたアンケートを実施し、本学の障がい学生支援に対する理解度を測った。アンケートの集計結果と教員からの意見については、「障がい学生担当部会」及び「障がい学生支援委員会」において共有し、障がい学生支援の現状を点検した上で、より十全な支援となるように 2022 年度以降の活動方針を検討した。その 1 つとして、アンケートによって合理的配慮の理解度、グレーゾーンの学生への対応の苦慮、学内の支援制度の共通理解の必要性などが課題として浮き彫りとなったことから、2022 年度に引き続き、教職員を対象として 2024 年 1 月 17 日に第 2 回目となる「2023 年度 障がい学生支援研修会【FD・SD 研修会】」を開催し、研修を行った（資料 7-9）。

○成績不振の学生の状況把握と指導並びに退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対応

成績不振の学生、退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対応については、履修科目の成績を管理する教務課と学生生活全般の支援を担当する学生支援課が中心となり、学科や指導教員と連携して行っている。

「成績不振」に関しては、休学や体調不良による理由ではなく、GPA が 2 期連続して 1.0 未満、かつ進級・卒業見込がない場合を基準にし、「成績不振」の学生の把握を行っている。対象となった学生には、保証人への通知と指導教員との面談を義務づけており、修学状況を確認し学業の継続が難しいと判断した場合は、大学から休学や退学勧告を行う。なお、この基準に関しては、履修要項にも明記し学生への周知も図っている（資料 7-10 p.140）。

また、「成績不振」の対応・対策として、学生支援課では成績不振による中途退学の予防、可能性の早期発見に取り組んでいる。具体的には、成績不振によって、本人や保護者から休学や退学などの相談が寄せられた場合、学生支援課内での相談にとどまらず、必ず指導教員及び教務課と連携し、必要な指導・支援を対応できるようにしている。必要に応じて、保健室や学生相談室につなぐことで、学業継続の支援をしている。また、それらの内容は、指導教員を含む学科教員全体に対しては学内グループウェアにて連絡し、学生支援部へは学生支援システムへ入力して共有しながら学生への支援に役立てている。

退学希望者、留年者及び休学者の状況把握のためには、兆候がみられる学生の早期発見も重要である。特に入学直後は重要と考え、指導教員体制をとっていることを生かして、指導教員と学生が関係構築できるように「新入生学科別茶話会」を毎年のオリエンテーション期間中に実施することで懇談する機会を創出し、大学での学修と生活の両面から状況を確認している（資料 7-11）。しかしながら、2020 年度は、COVID-19 の影響により、オリエンテーション期間中に実施することができず、後期からの全面的な対面授業の開始に合わせて、「新入生対象学科クラス別親睦会」と称して感染拡大防止策を講じながら実施した。2021 年度から 2023 年度についても 2020 年度と同様の内容で、前期オリエンテー

ション期間内に「新入生対象学科クラス別親睦会」を実施した（資料 7-12）。

また、第 1 学年を含む全学生に対して、前期と後期に長期欠席者調査を毎年実施している（資料 7-13）。調査は、各学期開始時に指導教員が担当する演習科目の欠席回数に対して行っており、欠席の多い学生については連帯保証人に連絡している。2020 年度の前期は、COVID-19 の影響により主としてオンライン授業であったため、「遠隔授業における修学状況の調査」を実施して受講状況を把握し、指導教員を通じたサポートを行った（資料 7-14）。2020 年度後期以降は、従来どおりの「長期欠席者調査」を実施している。また、この調査の集計結果については、学生支援委員会学生部会にて共有し、各学科に情報を提供している（資料 7-15）。各学科においては、情報をもとに学生との面談を実施するなどして、状況把握とサポートに努めている。

学生から休・退学の相談が学生支援課窓口にあった場合は、休・退学の理由を聞きとり、経済的な理由であれば奨学金等制度の紹介、精神的な理由であれば学生相談室の紹介等、幅広い支援を行っている。このような窓口対応は、各指導教員を含む学科教員全員へ学内グループウェアにて連絡し、情報共有するとともに、相談履歴として学生支援課全員が共有することになっている。最終的に休・退学届の提出や学費未納による除籍があった場合も、学生支援課と各指導教員で経緯を共有している。しかしながら、相談内容はセンシティブなものが多いため、学生、連帯保証人に情報の共有範囲を確認し、承諾を得られた範囲内で共有をしている（資料 7-16）。

また、2013 年度より留年率の改善を目的に、進級基準を厳格化する等の規程改正を行った（資料 7-10 pp.132～133）。結果として、第 4 学年の年度末の留年率が 2011 年度 19.1%、2012 年度 16.8%、2013 年度 18.8%、2014 年度 20.1%、2015 年度 15.8%であったことに対し、進級基準改正後の入学者が第 4 学年に到達して以降、2016 年度 11.5%、2017 年度 12.2%、2018 年度 13.4%、2019 年度 10.1%、2020 年度 12.2%、2021 年度 10.3%、2022 年度 9.3%、2023 年度 7.6%と改善の傾向にある。

#### ○奨学金その他の経済的支援の整備

本学で給付及び貸与している奨学金の概要と採用人数は『奨学金ガイドブック』に示している（資料 7-17、資料 7-18）。

本学独自の給付型奨学金としては、学業及び人物面重視の大谷大学育英奨学金、人物育成を目的とした東本願寺奨学金、経済的支援が目的の大谷大学教育ローン援助奨学金、雲井奨学金、石間奨学金を設けている。在学生の父母兄弟等保護者により組織されている教育後援会では、学費支援奨学金、勤労学生表彰奨学金、家計急変奨学金等がある。これらは、本学での学びに強い意志を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に給付するものである。貸与型奨学金には、大谷大学教育後援会特別貸与奨学金を設けている。これら各奨学金の選考は、全学科の教員から構成される奨学生選考委員会で行っている。

特に 2020 年度は COVID-19 の影響により、経済的支援が必要な学生の増加が見込まれたため、教育後援会の協力のもと、家計急変奨学金採用者の拡充を図った。結果的に、例年の採用枠（前期 16 名、後期 16 名以内）を超えて、前期 19 名、後期は 13 名の出願・採用であった（募集停止後標準修業年限を超えた学生のみ在籍している学科の採用者 1 名を含む）。さらに、経済的並びにオンライン授業への対応支援のために、在学生（大学院生

を含む)に対して、1名につき一律5万円の学修支援金給付を行った。2021年度も家計急変奨学金については、支援が必要な学生の増加に柔軟に対応できるよう準備をした結果、前期8名、後期4名の採用、2022年度は前期8名、後期5名の採用、2023年度は前期5名、後期5名の採用であった。

COVID-19の影響の有無に関わらず、学費の支弁が困難な学生も多く、日本学生支援機構奨学金の申請者が増加している現状において、本学独自の奨学金制度を常に学生支援課や学生支援委員会学生部会で点検するとともに学生に周知徹底し、利用者の増加を図っている。また、大学院生の修学環境を整備するために、大学院文学研究科長、大学院運営委員会とともに大学院生向けの新たな奨学金制度の創設について2021年度に検討を開始、2022年度には「大学院博士後期課程研究支援給付奨学金規程」及び「大学院博士後期課程研究支援給付奨学金規程施行細則」を制定、2023年度から募集及び給付を開始した。この奨学金制度の採用人数は各学年・各専攻から1名以内、給付額は半期授業料相当額で、人物及び学業成績が優秀な者で経済的に困窮している者が対象となり、所定の家計基準を充たしていることを条件とした。既存の「大学院博士後期課程育英奨学金」の採用人数は各学年・各専攻から1名以内、給付額は年間授業料相当額であり、人物及び学業成績が特に優秀な学生を対象としている。博士後期課程の各学年・各専攻の収容定員は3名であることから、これらの奨学金制度により博士後期課程における最大2/3の学生が経済的支援を受けることが可能となる。「大谷大学大学院博士後期課程研究支援給付奨学金」は、経済的な支援を目的としていることから、高等教育の修学支援新制度の対象外である大学院生、とりわけ博士後期課程の在学学生、志願者においては、研究活動の継続や進学検討の際に大きな安心材料となる。本奨学金の募集を行った結果、2023年度は、1名の採用を行うことができた。

学生への周知として、学部生に対する『奨学金ガイドブック』、大学院生に対する『大谷大学大学院奨学金ガイド』を配布し、学内ポータルサイトにも公開している。また、教授会や指導教員連絡会等にて学生への周知を繰り返し依頼している。奨学金以外でも、自宅が天災等で被害を受けた場合は学費を免除又は減額する制度や、経済的理由により修学が困難な学生には学費を延納できる制度がある。これらの制度と奨学金を組み合わせることで学生への経済的支援を行っている。

### 【学生の生活に関する適切な支援の実施】

○学生の相談に応じる体制の整備並びに学生の心身の健康、保健衛生、及び安全への配慮  
学生の相談に応じる組織として、学生支援課が所管している学生相談室と保健室がある。  
学生相談室では、学生の悩みや不安の相談に応じるために臨床心理士や大学カウンセラーの資格を持った学生相談員が常駐しており、精神科校医による医療相談を月に2回行っている。近年の学生の多様化及び支援が必要な学生の増加により、学生相談室の利用者数及び相談件数が増えていたことから、2021年度に学生相談員(男性)を1名増員した。また、利用者数増に伴い、女子学生からの相談、女性カウンセラーを希望する学生が増えてきたことから、2023年度からは女性の学生相談員1名を増員した。学生からの相談やSOSにすみやかに対応できる相談体制を構築している。

保健室では非常勤の校医2名(精神科校医1名を含む)と常勤の看護師1名・保健師1

名の体制で、応急処置だけではなく、健康相談や健康情報の提供、健康診断後の保健指導、近隣病院の紹介等を行っている。

なお、2020年度以降は COVID-19 の影響により、様々な制限や制約の中で感染対策を十分行いながら健康診断を実施してきたが、2024年度からは従来の形態で健康診断を実施する。

また、学生相談室・保健室と学生支援課や教員との連携を充実させるために年に1回「校医・学生相談室員との研修会」を校医、学生相談員、関係する教職員で実施し、情報共有を行っている（資料 7-19）。

学生へは、『学生相談室リーフレット』を毎年作成し、4月に新入生全員に配付するなど周知している（資料 7-20）。また、新入生に対してはオリエンテーション時のクラス別親睦会や学生生活ガイダンスにて学生相談室の紹介を行っている。また、教授会にて学生相談室の利用について学生相談室長より学生への周知を教員へ依頼し、周知の徹底を図っている。

#### ○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備

本学では、1974年に「同和教育委員会規程」を整備し、1980年に「同和教育資料室」を設置して人権に関する資料収集を行うなど、継続して人権教育に取り組んできた。その後2001年に現在の形となり、「大谷大学人権委員会規程」を整備、その規程に基づいて「人権センター」を設置、人権センターのもとに「人権教育推進委員会」を置いて、人権に関する教育や研究及び啓発活動等を行っている（資料 7-21）。

人権委員会は、本学における人権教育・研究に関する大綱を定める等、中心的な役割を担っている。人権センターには、本学の専任教員から人権センター長及び人権センター員を任命し、センター員がシフト制で人権センターに常在するほか、職員も配置している。人権センターでは毎週定期的にミーティングを行い、学内外の活動についてセンター員での情報共有を図っている。

人権センターは、学生や教職員から人権に関する相談を受ける場所となっているが、そのほかに学生相談室、保健室、総務部担当者も相談員として任命し、相談する人が安心して相談できる場所を選べる体制をとっている（資料 7-22）。人権センターのもとに設置した「人権教育推進委員会」の主な活動には、リーフレットの作成、全学学習会（年2回）、教職員対象の学習会（年1回）、人権教育テキストの作成があげられる。人権センターに寄せられた人権問題のうち、事実確認等の調査が必要と判断した場合は、人権委員会の委員長である学監・副学長に報告の上、秘密裏に調査委員会を設置して調査が行われる（資料 7-23）。なお、『学生手帳』やリーフレットを配布して、「ハラスメント防止のためのガイドライン」をはじめ、人権センターや相談窓口について学生・教職員への周知を図っている（資料 7-24、資料 7-25）。

### 【学生の進路に関する適切な支援の実施】

#### ○学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路全般を支援するための部署として「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンターは学生支援部に属し、学生部長、学生支援部事務部長のもと、課長1名、

事務職員 6 名で構成している。なお、平日の午後に 1~2 名のキャリアアドバイザー（派遣職員：企業における人事採用担当経験者）を配置している。加えて、2021 年度より週に 1 回、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターが在席し、学生面談の回数を増やし、就職支援を強化している。

また、特に教職をめざす学生を支援するための部署として学生支援部教務課に「教職支援センター」を設置し、事務職員 4 名、教職アドバイザー（学校長経験者、地方自治体教育委員会における人事採用担当経験者）4 名を配置している。

キャリア形成支援としては、学生支援委員会キャリア部会との連携のもと、学生自身が将来の目標を見出し、その目標達成に向けて主体的に行動できるように、正課科目としてインターンシップやキャリアデザイン関連科目を開講している。うち、インターンシップの科目は、2023 年度からキャリア形成支援に係る取組が 4 類型化されたことに伴い、本学が開講する内容をキャリア部会等で検討し、2024 年度から「タイプ 2 キャリア教育」の「産学連携教育プログラム特殊演習」として開講する。また、正課外におけるキャリア形成支援としては、資格取得を目指した講習や公務員・教員採用試験受験対策講習、社会福祉士国家試験（社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コースに限る）の受験対策講習を開講し、早期から学生が自身のキャリア形成を意識できるよう努めている（資料 7-26）。特に新入生には、大学生になったことの自覚を促すとともに、キャリア形成に対する意識醸成を補完するため、入学時と第 3 学年を対象に「GPS-Academic（アセスメントテスト）」を実施し、第 1 学年の時の受検結果と連動させ、自身の成長を実感させることにより効果的な支援、指導を行っている（資料 7-27、資料 7-28）。2023 年度の「GPS-Academic」の受検状況は、新入生は入学時に WEB を利用して受検し、97.8%の受検率であった（2022 年度 98.9%）。第 3 学年は 9 月に受検期間を設定し、後期授業開始後に指導教員を通じて受検をうながした結果、77.8%の受検率であった（2022 年度 74.4%）。この受検結果をもとに分析報告会をキャリア部会で実施し、受検結果から見える本学学生の特性や課題について検証し、大学運営会議及び学生支援委員会で報告した（資料 7-29）。

#### ○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターにおける就職支援は、学年を問わず実施している。特に第 3 学年は、インターンシップ参加に向け、前期からテーマごとにガイダンスや講座を実施している。後期からは、キャリアアドバイザーを増員し、個人面談による履歴書作成セミナーや実践的な面接対策セミナーを実施し、就職支援を強化している。また就職活動に必要な情報を掲載した『就職のてびき』を第 3 学年生に配付しているが、2023 年度からは「求人検索 NAVI」にも PDF で掲載し、学年を問わず、パソコンやスマートフォンでの閲覧が可能となった。なお、「GPS-Academic」の個人結果レポートを活用することにより、学生生活での取組を振り返ることが可能となり、履歴書作成セミナーの指導などに活用している。（資料 7-30【ウェブ】、資料 7-31、資料 7-32）。

あわせて、就職ガイダンスを補完するために、ゼミ別就職ガイダンスを 2014 年度から実施し、就職への意識・意欲の高揚を図っている。

第 3 学年の後期試験終了後から第 4 学年にかけては、個人面談において、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接等を行うほか、学内における業界・企業研究セミナー等を

実施している。卒業年次学生の活動状況の把握に関しては、「求人検索 NAVI」において個人面談記録をキャリアセンター内で共有している。また、以前より卒業年次生の指導教員へのヒアリングを年に数回行ってきたが、2020年度より卒業年次学生の活動状況は、各指導教員へ学内グループウェアにて連絡し、キャリアセンターと指導教員のそれぞれが把握している情報を共有し就職支援に活用している。また、低学年に対しては、卒業後の進路について考え、行動を促す機会をつくるため、各学年に応じてガイダンスを開催している。

2023年度も COVID-19 拡大防止対策を徹底し、就職活動に取り組む学生の支援として、第4学年で就職希望の全学生に対しては電話で就職活動の状況を確認し、必要に応じて電話での相談や、オンラインでの相談を実施した。また、学生が企業・事業所を知り、就職活動ができる環境を構築するため、学内での企業説明会を前期と後期に開催し、第4学年だけでなく、次年度に就職活動予定の第3学年の学生にも開放した（前期の参加企業・事業所数は65社、参加学生数は742名（延べ人数）。後期の参加企業・事業所数は67社、参加学生数は436名（延べ人数））。

UI ターン就職を希望する学生支援の一環としては、各自治体との就職支援協定の締結を進めており、2023年度は北海道、高知県と新たに締結した（計16道府県と締結済み）。

就職支援センターでは、教職アドバイザーによる個人指導や地域連携事業「おたにキッズキャンパス」（基準4「教育課程・学習成果」点検・評価項目④参照）、ボランティア活動の支援のほか、資格取得課程委員会教職課程部会と連携し、教員採用試験に向けた筆記・面接試験講習会、願書記入説明会、教職学習会等を実施している。

先述した「求人検索 NAVI」では、学外からも求人情報を閲覧することができるほか、学内ポータルサイトの配信機能を活用して各種支援企画の告知を行っている（資料7-33）。更に、全学年を対象として各種資格取得対策講習や公務員採用試験、社会福祉士国家試験（社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コースに限る）の受験対策講習を実施している。

このほか、2023年度には、障がいのある学生を対象とした就職ガイダンスやコミュニケーションが苦手な学生対象の講座を実施している。障がいのある学生は、アルバイトの経験がなかったり、長く続かないケースがあることをふまえて、所属大学の図書館という安心できる空間で、特性を理解している職員が担当しアルバイトを行う「就労移行支援プログラム」を実施した。また、必要に応じて個人面談を実施し、新卒応援ハローワークやジョブパークなど学外の支援機関との連携も継続して行っている。

また、低学年の学生が働くことを考える機会をつくるため、卒業生による在学学生応援企画として、「卒業生の人事担当者から本音の話を聞いてみよう」を開催した。2月には、京都市わかもの就職支援センターと連携し、海外で活躍する企業や仕事を知るために「1DAY オフィス訪問」を開催した。

保護者に対しては『保護者のための就職ガイドブック』を作成し、保護者（連帯保証人）全員に送付するとともに、全国・地方保護者懇談会開催時には、進路就職に関する相談ブースだけでなく、就職支援協定締結を行った自治体や厚生労働省の「地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）」のブースを設置し、UI ターン就職に関する情報提供を行っている（資料7-34）。

○博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

2021年度は「大谷大学におけるプレFD活動の方針」を策定し、大学における教育職をめざす学生の職能開発の取組である「プレFD活動」として、博士後期課程学生を対象とした「プレFD実践演習」を2022年度から開講している（詳細は、基準6「教員・教員組織」点検・評価項目④を参照）。

### 【学生の課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施】

課外活動団体については、課外活動を活性化させることを目標として、活動に対する支援策を構築してきた。公認の課外活動団体には専任教員が顧問となり、指導や助言を行っている。2012年度から「課外活動団体顧問・リーダー合同会議」を年1回実施しており、顧問である教員の役割をより明確にしてきた。さらに課外活動団体の役職に就く学生を対象にした「課外活動団体リーダーズ研修会」を年1回実施しており、役職者としての心構えを伝え、本学の公認団体の一員であることを自覚し、責任ある行動を心掛けることを役職者はもとより部員にも共有するようにしている（資料7-35）。

2020年度前期は、COVID-19拡大防止のために課外活動の自粛を要請した。2021年度から現在まで、対面授業の開始に合わせ、段階的に活動を認めた。活動を希望する団体には、感染防止対策を踏まえた活動計画を明記し、顧問の確認・承認の署名捺印を得た「活動計画書」を学生支援課へ提出の上、安全性が認められた場合に活動の再開を許可した。また、日々の活動については具体的な活動内容を記した「活動申請書」、活動後には「活動報告書」を学生支援課に提出させ、申請内容に沿った活動であるかを学生支援課が点検している（資料7-36）。

2023年度は、新入生(学部第1学年)の新生活の不安解消、友人作り、課外活動団体加入の検討機会を増やすことなどを目的に、新入生歓迎実行委員会の自発的な活動として、新入生応援イベント「ひまわり」を開催した。イベント内容は、先輩学生とのフリートーク、ビンゴ大会、縁日(射的、ヨーヨー釣り、模擬店など)などを行った。多くの新入生の参加を呼び掛けるため、学内ポータルサイトでの情報発信をはじめ、教授会において教員へ学生への声掛けの要請を行った。その結果、夏期休暇期間中である8月3日に開催したにもかかわらず新入生53名が参加し、ゲームを楽しみ、先輩と話す等笑顔で交流を深めており、参加してよかったという学生の声が多く聞かれた。当イベントが新入生の早期の友人作りの機会や、今後の新入生のより良い学生生活の一助となり、あわせて在学生の主体性を養う良い機会となった。今後、学生支援課としても学生会が主体的に考案した企画を積極的に応援・支援し学生の自主性、主体性を涵養していく（資料7-37【ウェブ】）。

また、学園祭に関しても、2023年度はCOVID-19が5類に引き下げられたことに伴い、学園祭実行委員会の主催により実施した。一般来場可とし、模擬店も復活させるなど、従来の学園祭の形式に戻して活気ある学園祭の実施となった。なお、学園祭は在学生在が企画するものであるが、学生支援課が実現に向けてサポートを行っている（資料7-38【ウェブ】）。さらに、2022年9月には、学生会の中心組織である中央執行委員会及び特別委員会（新入生歓迎実行委員会、学園祭実行委員会）からの申し出をきっかけとして、近隣商店街の珈琲店による協力のもと、既存の商品である大学オリジナルコーヒーのリニューアルプロジ

エクト「大谷 ほっと コーヒープロジェクト」を発足し、学生支援課がその活動サポートを積極的に行った。このプロジェクトは、ブレンドからネーミング、パッケージデザインまでを一貫して学生会が制作することに加え、「コロナ禍で活動が制限されていた中、学内関係者皆で一つのものを作り上げたい」という学生会の主体的な意志のもと、定期的に学生・教職員対象の試飲会を設けて意見聴取するなど、本学関係者全員が関与できる形で実施した。学生・教職員延べ 600 名以上の協力のもと、2023 年 7 月に新大学オリジナルコーヒー『尋珈琲（じんこーひー）』が完成し、現在は近隣商店街で販売され、好評を得ている（資料 7-39【ウェブ】）。このプロジェクトは、学生の活動・活躍の場の提供を実現できただけでなく、COVID-19 の影響で停滞した学生会活動の活性化、学生間のつながり、地域連携の強化等の一助にもつながった。また、このような、人と人のつながりを大切にしたい、学生主体の取組は、まさに本学の建学の理念・目的に合致した、自主性・主体性の涵養の機会として重要であると考えられる。本学としては今後も学生の主体的な活動・活躍の場に対して積極的に応援や支援を行っていききたい。

#### 【その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施】

授業の内容及び環境の改善を図り、教育の質を向上させるために、2014 年 4 月より広く学生から意見を聴き取るためのオピニオンボックス「学生の声」を教務課窓口に設置し、学生の声を集約して迅速に対応している（資料 7-40）。

そのほか、学生全員を会員とする「学生会」の代表者と学生部長との話し合いの場を設けている。学生会では、学生大会を毎年開催しており、学生からの大学に対する様々な意見を集約し、学生会をとおして出てきた意見に対しては、大学運営会議で共有した上で関係部署にて検討して回答している。2020 年度は、COVID-19 の影響で、学生大会が未開催となり、公式な話し合いはできなかったが、学園祭の実施に際しては、学生会代表者と学生部長、学生支援課が継続的に意見交換を行った。2021 年度以降も同様に学生大会が未開催で公式な話し合いはできなかったが、学生支援課と中央執行委員会は週 1 回程度で定期的にミーティングを行い、諸問題について相談と意見交換を行っている。

また、グランドビジョン 130「学生支援部門」において、「学生の主体的な活動を支援する諸制度の整備」を掲げている。現在、学生会及び課外活動団体においては COVID-19 の影響を受け、入部する学生が減少し複数の団体が休部及び活動に支障をきたす状態となっている。このような課題を改善していくために、2023 年度は学生部会と学生支援課が中心となり、大学と学生会が一体となり学生会及び課外活動団体の課題等に取り組めるよう、「学生支援委員会規程」の改正を進めた（資料 7-41）。規程上の明記はないが、学生会と学生支援課及び学生部会との間で行っている取組について、規程に明文化することによって、学生参画型の組織体として進めていく方針を明らかにし、さらなる活性化が図れると考えている。

#### 【有効性や適切性の判断】

既述のとおり、本学の「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」に基づき、指導教員体制や学習支援室、保健室などの学生支援体制を整備し、学生一人ひとり丁寧に寄りそう支援を行っていることから、本学における学生支援は適切に行われて

いるものと判断する。

点検・評価項目③ : 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 : 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上
---

#### 【適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価】

学生支援に関する方針に沿って取組が適切に行われ、それについて定期的に点検・評価が行われているかを検証し、その結果をもとに改善・向上に結びつける仕組みについては、従来は教務課・学生支援課・キャリアセンター・教育研究支援課をはじめとした各組織が独自に目標管理制度や自己点検・評価、事業計画及び事業報告を利用して検証するというものであった。

その仕組みに加え、2013年度には全学的な体制を構築した。具体的には、関係する各組織が当該年度に行った活動について、方針に基づいた活動ができているか否か、次年度に向けた改善点がないかどうか等をそれぞれ検証し、その内容を教育推進室、語学学習支援室運営会議、学生支援委員会が取りまとめ、改善すべき点について教育推進室、語学学習支援室運営会議、学生支援委員会から各組織に指示を出すという仕組みを構築している(資料7-42)。

2019年度には、外部評価委員からの指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施している点検・評価等が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するよう取り組んだ。具体的には、大学運営会議へ教育推進室と学生支援委員会学生部会より「2018年度大谷大学第3回「学修行動調査」結果報告に基づく検証及び評価」及び「2019年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証及び評価」について、検証した結果を報告し、その大学運営会議において結果報告に基づく検証を行った。2020年度以降も同様に「新入生対象学科クラス別親睦会について結果報告に基づく検証及び評価」(資料7-43)について報告し、大学運営会議において検証を行った。

また、点検・評価項目②で既述のように、2021年度には、専任教員を対象に本学の障がい学生支援に関するアンケートを実施し、「障がい学生支援委員会」において集計結果と教員からの意見を共有した。それをもとに、障がい学生支援の現状を点検し、改善点等を含め今後の支援方針を検討した。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

多くの学生が安心して学生生活を送ることができるように、2013年度より学生支援委員会学生部会では、奨学金制度を学生に周知し活用してもらうことを目標に掲げ取り組んできた。その目標を達成するため、学生支援委員会学生部会において奨学金制度の点検・見直しを行い、学生支援委員会において検証し、大学運営会議(内部質保証推進責任組織)で審議の上、改善等に取り組んできた。

当初は、指導教員からの告知の徹底及び奨学金制度の説明会の実施など、目標に掲げたとおり学生への周知を中心に行ってきた。その後、2018年度から3学部体制に代わることを契機に、制度自体の見直しを行い、2017年度に「大谷大学育英奨学生規程」を改正した。主な改正点は、2018年度からの学科定員に基づいた採用定員の設定と成績基準にGPA制度を取り入れたことである（資料7-44、資料7-45）。

成果として、この改正により出願条件が明確になり、学生が出願に際して判断しやすくなったため、2018年度以降の出願状況は全学において多少の増減はあるものの改正前と比較して出願者が増加しており、改善・向上することができた。

ほかにも、新入生学科別茶話会では、従来の5月開催では欠席者が多いこと、5月開催ではすでに交友関係が構築されており仲間に入れない学生がいることなどの問題点を各学科より指摘されていたことから、2018年度から4月開催とした。その結果、2017年度は91.2%であった出席率が、2018年度は98.4%、2019年度は99.5%と改善されている。

なお、2020年度はCOVID-19の影響で4月のオリエンテーション期間中には実施できず、後期からの対面授業実施に合わせて「新入生対象学科クラス別親睦会」に変えて開催した。学生の出席率は95.4%であった。各学科クラスからの報告書を学生部会にて点検した結果、例年の4月開催と同様に、親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また学生と教員との交流を図る良い機会となったことが窺えた。2020年度新入生対象学科クラス別親睦会についての点検・評価結果を大学運営会議へ報告し検証した結果、学生部会と同様の見解を得られた（資料7-43、資料7-46）。

2021年度～2023年度は、年度初めのオリエンテーション期間に2020年度と同内容で実施し、出席率は次表のとおりである。出席率は維持できており、ここ数年はほぼ全員が親睦会に出席したといえる。

表 「新入生対象学科クラス別親睦会」 学生出席率

年度	出席率
2023	98.3%
2022	97.8%
2021	98.5%

親睦会の実施は、全体的に好評で、学生と教員との交流を図る良い機会となっている。また、学生同士に関しては、単なる交流にとどまらず「仲間づくり」「ピアサポート」の側面もあったことが窺えた。加えてインターネットやSNSでの関係とは異なる、対面の人間関係の重要性を再認識できるメリットについても学生部会にて言及され、退学、休学及び長期欠席を防止する一定の役割を果たしていると考えられる。新入生対象学科クラス別親睦会についての点検・評価結果を大学運営会議へ報告し検証した結果、学生部会と同様の見解を得られた。

障がい学生支援については、現状の点検、改善点等を含めた今後の支援方針を検討し、アンケートによって合理的配慮の理解度、グレーゾーンの学生への対応の苦慮、学内の配慮制度の共通理解の必要性などが課題として浮き彫りとなったことから、点検・評価項目②で既出のとおり2022年度に引き続き「2023年度 障がい学生支援研修会【FD・SD研

修会】」を開催し、教職員の理解の醸成を図った。

進級基準の厳格化及び上記の取組等のもと、経年の留年データを確認しても全体的な学生支援が適切にできているものとする。今後も本活動等を推進し、留年、休学、退学抑止や改善に結び付けたい。

#### 【有効性や適切性の判断】

既述のとおり、教育推進室、学生支援委員会及び語学学習支援室運営会議が、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、体制は整っていると考えている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行えているものとする。

## (2) 長所・特色 (意図した成果が見られる(期待できる)事項)

### 【学生支援委員会学生部会、学生相談室並びに障がい学生支援委員会における活動】

新入生学科別茶話会は、かねてから実施してきていた「学外クラス懇談会」を前身とし、2009年度以降は入学後の早い段階で大学に馴染み、人間関係を築くことにより授業の欠席を少なくするなど、留年、休学、退学抑止や改善を目的として実施してきた。

2020年度は、COVID-19の影響により、例年どおり4月のオリエンテーション期間中には実施できず、後期からの対面授業実施に合わせて開催することとした。開催にあたっては、学生部会にて実施時期、実施方法、感染症対策など、学生が安心安全に参加し、交友を深めることができる機会となるように検討した。開催時期や内容については、各学科クラスの意見も聴取し、柔軟に対応することとした。

その結果、「新入生対象学科クラス別親睦会」の名称とし、原則、指導教員担当の第1回目の授業時での開催としたが、学生の出席率は95.4%であった。各学科クラスからの報告書からは、教員が様々に工夫して実施したことが窺われ、学生の様子は「交友の様子が見られた」(75.6%)、「初めは交友の様子がなかったが、徐々に見られた」(20.0%)と回答するクラスが合計95.6%であった。親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また学生と教員との交流を図る良い機会となったことが窺える。報告書の内容は、各学科クラスにフィードバックし、2021年度以降の活動に活かせるよう配慮した。

2021年度以降は、2020年度の実験を生かし、年度初めのオリエンテーション期間中に前年度と同内容で実施し、全ての学科から効果があった旨の報告があったことから、学生支援における効果的かつ特徴的な支援だといえる。

またそれ以外にも、学生相談室では2021年度には男性の学生相談員を1名、2023年度からは女性の学生相談員1名を増員しており、学生の要望に沿った支援体制を整えたことで多くの利用者が訪れており、満足度の高さが窺える。

障がい学生支援に関しては、2023年度の障がいのある学生の実数は96名となり、2022年度から急増している。ここ数年の推移からみても増加傾向にある。

こうした本学における配慮を必要とする学生の受け入れが増加傾向にある状況に鑑み、障がい学生や対象学生を支援する教職員のサポートについて、各部署が連携し組織的な対応を行うことができるようにするため、これまでの担当者会議の位置づけから変更し、横断型チーム(障がい学生支援)を設置した。このことにより、情報交換や学内外の知見を

蓄積しつつ、各部署が自らの担当業務として主体的にかかわることにより、全学的な支援が可能となった。個別具体的な取組においては物理的・質的な課題も存在するが、学生自身が円滑に学修に取り組めること、また教職員による適切な支援に確実に繋がっていると考えている。またこれらの取組は、学生の休退学防止への一助にも繋がっていると考えられる（資料 7-47）。

2024年2月9日時点での新入生の休学者数は3名（2022年度7名、2021年度8名、2020年度4名、2019年度9名）、離籍者数は4名（2022年度2名、2021年度7名、2020年度6名、2019年度22名）であり、おおむね減少傾向にある。ほかの要因もありうるが、こういった取組が退学や休学を防止する一定の役割を果たしているものと捉えている。必要な取組を継続して実施することで、学生の留年、休学、退学抑止につながることを期待したい（資料 7-43）。

### 【学生による主体的な課外活動】

2022年度から2023年度にかけて、学生による主体的な課外活動が2つ行われた。

1つ目は、新入生（学部第1学年）の新生活の不安解消、友人作り、課外活動団体加入の検討機会を増やすことなどを目的に、新入生歓迎実行委員会の自発的な活動として、新入生応援イベント「ひまわり」を2023年度に開催した。

2つ目は、2022年度から2023年度にかけて、学生会の中心組織である中央執行委員会及び特別委員会（新入生歓迎実行委員会、学園祭実行委員会）からの申し出をきっかけとして、近隣商店街の珈琲店協力のもと、既存の商品である大学オリジナルコーヒーのリニューアルプロジェクト「大谷 ほっと コーヒープロジェクト」を発足し、多くの学内者を巻き込み約1年かけて新大学オリジナルコーヒー『尋珈琲（じんこーひー）』を作成した。2023年7月に完成し、現在は近隣商店街で販売され、好評を得ている。

これら2つの取組は、学生支援委員会学生部会及び学生支援課の確認のもと実施された活動ではあるが、いずれも学生が主体的に企画を考案し、自主性をもって活動したものである。

これらの活動は、学生の活動・活躍の場の提供を実現できただけでなく、COVID-19の影響で停滞した学生会活動の活性化、学生間のつながり、地域連携の強化等の一助にもつながった。また、このような、人と人のつながりを大切にした、学生主体の取組は、まさに本学の建学の理念・目的に合致した、自主性・主体性の涵養の機会として重要であると考えられる。本学としては今後も学生の主体的な活動・活躍の場に対して積極的に応援や支援を行っていききたい。

### 【学習支援室における活動】

2018年度より3学部体制、2021年度より4学部体制がスタートしたが、多数の来談者確保や利用者の学力向上といった成果に鑑み、これまでと同様に授業科目（「英語」・「日本語表現」）と連携を図りながら、基礎英語・日本語の読み書きを中心とした学習支援を行っている。そして学習支援室における活動や支援が、本学におけるリメディアル教育の更なる向上につながると考えている。今後も教育推進室との合同会議を適宜開催し成果の検証を行っていく。

2018年度の検証においては、受講者を対象としたアンケートの結果を確認すると、「今まで英語にかかわることさえいやだったが、この授業を受けて少し理解できるようになった。」「英語を基礎からやり直すことができてよかった。中学・高校ではわからなかったところがわかるようになったことが増えた。」「レポートの書き方など知らないことも多く、とても役立つ授業だった。」「自分が書いた課題が返却されたので、どこを間違えたかがよくわかった。」など教育効果がわかる評価内容が確認できた（資料 7-48）。2018年度以降も、教育推進室と学習支援室との合同会議を継続しており、本学におけるリメディアル教育が、学習支援室における活動によって学生に対して効果的に行われることが確認できる（資料 7-49、資料 7-50）。

### 【点検・評価方法の見直し】

2019年度の外部評価において「教育推進室と学生支援委員会の検証と、大学全体の内部質保証や自己点検・評価活動との関連性について本報告書からは確認できないが、今後、関係する各組織の活動の検証に基づき行われる教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能することが期待される。」の指摘を受けた。

この指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施した支援内容の「2018年度大谷大学第3回「学修行動調査」結果報告に基づく検証及び評価」及び「2019年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証及び評価」について、大学運営会議に諮った。そこで出た指摘に関しては、教育推進室と学生支援委員会学生部会にフィードバックし、その内容を受け活動を継続することとした。2020年度以降も同様に実施し、教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するように改善することができている。

## （3）問題点 （改善すべき事項）

### 【キャリア支援】

学生有利の就職活動と言われるが、2024年度以降も物価高騰の影響を考慮し、楽観視せずに、次の3点を重点的に学生支援委員会キャリア部会で検討する。

1. 学内での企業説明会の積極的な実施、就職支援協定を始め各自治体との連携強化など、適宜、適切な就職支援を行うこと。
2. 第1学年、第2学年に対して、正課授業（キャリアデザイン概論、キャリアデザイン実践、産学連携教育プログラム特殊演習）や公務員・教員採用試験対策講習、資格取得講習などの案内を強化し、キャリア形成の意識を醸成できる内容を構築すること。
3. 第3学年の「GPS-Academic」の受検率は、2021年度以降は70%を維持しているが、学生指導上の必要性に鑑み、更なる受検率の向上に向けての改善策を検討する。

## （4）全体のまとめ

「(1) 現状説明」で既述のとおり、本学における学生支援は、建学の理念・目的のもとに「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を定め、その方針に基づき、支援体制を整備し、様々な部署や委員会が連携し適切な支援を実施している。その中でも、特に学習支援室での支援活動や学生支援委員会学生部会における検討・活動は有効に機能していると考えられる。

キャリア支援については、キャリアセンターが、ガイダンス、各種講習会、企業説明会など様々な企画を実施し、キャリア形成支援・就職活動支援を行っているが、企業・事業所の採用活動状況が変化に応じて、一人ひとりの状況に寄り添った更なる支援が必要になると思われる。指導教員との連携を取りながら、早い学年からキャリアセンターとの関わり、接点を持てるよう取り組んでいくこととしたい。

また、COVID-19の影響下においても、グランドデザイン、グランドビジョン 130 に基づき、本学の学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように環境を整えてきた。

授業面では、COVID-19 感染予防のため、教室定員を通常の 1/2 とすること、また多人数の科目についてはオンライン授業にするなど、密を避け教室における安全確保を行った。さらに、オンライン授業に対応するため、講義収録システムを導入しオンデマンドの収録はもちろん、他教室に同時配信が可能な体制を整えた。2020 年度は、学生たちがオンライン授業への急な対応を余儀なくされたことから、オンライン授業に対応するための経済的な支援のために、全在生に対して 1 名につき一律 5 万円の学修支援金の給付を行った。

学生生活面では、例年入学後の早い段階で大学に馴染み、人間関係を築くことにより授業の欠席を少なくするなど、留年、休学、退学抑止や改善を目的として実施してきた新入生学科別茶話会は、COVID-19 の影響により 2020 年度以降は「新入生対象学科クラス別親睦会」の名称にて開催し、感染対策を講じつつ各クラスにおいて実施方法を工夫して開催してきた。親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また学生と教員との交流を図る良い機会となった。COVID-19 による影響で学生の活動の場が減少しているなかで、学園祭、新入生応援イベント「ひまわり」、「大谷 ほっと コーヒープロジェクト」と学生の自主的、主体的な活動、活躍の場を提供することができた。

また、2023 年度に学生部会と学生支援課が中心となり、大学と学生会が一体となり学生会及び課外活動団体の課題等に取り組めるよう、学生参画型の組織体を明文化するため、「学生支援委員会規程」の改正を進め、2024 年度以降も更に学生会活動を推進していく。

そのほか、横断型チームの発足による障がい学生支援体制の強化、学生相談室の体制の充実、障がい学生支援委員会と学生相談室、人権センターのより一層の連携強化を図るための規程改正、博士後期課程の新たな奨学金制度の設立など、現在、必要とされる体制の整備・実施、必要な支援を行った。

また、キャリア支援においては、従来より就職活動に取り組む学生の支援として、第 4 学年の就職希望の全生員に対して、電話で就職活動の状況を確認し、2020 年度以降は、必要に応じて、電話やオンラインでの相談を実施した。学内での企業説明会は、前期と後期に対面で実施し、学生が企業・事業所と対面で接点を持つ機会を設けて、12 名の学生が内定につながった。また、例年の支援に加えて、第 3 学年の履歴書作成セミナーは、個人面談のコマ数を増加するなど支援体制の充実、各自治体との就職支援協定の推進と個別の企

画を実施するなど、就職支援の強化を図った。

以上のように、2020年度以降、COVID-19感染症の影響に応じて様々な支援を実施してきた。